

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

鎌倉市では、経済的な理由でお子さんの就学にお困りの方に対し、費用の一部を援助しています。

申請期間

令和8年 令和9年
2月16日(月)~2月28日(日)

※郵送の場合は、2月26日(金)必着
※6月以降の申請は支給額が減額されます

申請方法

電子申請 → 

または郵送

「就学援助」で検索

1 対象になる方（以下のいずれにも該当する方）

- ✓ お子さんが、鎌倉市立小中学校に在籍している
- ✓ 生活保護を受給していない
- ✓ 世帯全員の所得（令和7年中）が、生活保護需要額の1.5倍以下である

【所得限度額の目安（生計が同一である家族全員の所得の合計額）】

世帯人数	世帯構成(例) ※令和7年12月末日時点	所得限度額の目安	
		持家の場合	借家の場合
2人	父または母(20~40歳)1人、小学生1人	2,600,000円	3,400,000円
3人	父母(20~40歳)2人、小学生1人	3,400,000円	4,200,000円
4人	父母(20~40歳)1人、41~59歳)1人、中学生1人、小学生1人	4,400,000円	5,300,000円
5人	父母(41~59歳)2人、中学生2人、小学生1人	5,500,000円	6,300,000円

※ 所得限度額は、世帯人数や年齢構成によって変わりますので、あくまでも目安としてご覧ください。
 ※ 対象となる所得は、令和7年(2025年)中の世帯全員の所得の合計額です(パートや年金も含まれます)。
 ※ 認定の可否は、お問い合わせいただいても、事前にはお答えできません。

2 支給の内容

援助費目	対象者	年間支給額		備考
		小学校	中学校	
学用品費(※通学用品費)	(小・中)1年	13,230円	25,040円	6月以降の申請者は月割 ※通学用品費は1年は対象外
宿泊を伴わない校外活動費	(小・中)1年以外	15,500円	27,310円	
新入学児童生徒学用品費	(小・中)1年※	57,060円	63,000円	5月末までの申請者のみ ※入学前の受給者は対象外
	(小)6年	81,000円		
給食費	(中)1~3年		実費	自己負担額分を支給★
修学旅行費	(小)6年(中)3年	実費(共通の経費のみ)		認定日以降の参加者のみ
宿泊を伴う校外活動費	参加者	※3,690円	※6,210円	※限度額
通学費	特別支援学級在籍者 由比ガ浜中学校在籍者※	実費		※由比ガ浜中学校在籍者は、通学距離が6km以上の生徒のみ対象
医療費	該当者	自己負担額分		小児医療証がない場合
めがね購入費	該当者	実費(※18,000円)		※限度額

★小学生の給食費は、国県からの交付金により令和8年度から保護者負担がなくなるため、支給しません。

3 申請方法

(1) 電子で申請（スマートフォン・パソコンから申請）
鎌倉市電子申請システム e-kanagawa から申請できます。

詳細はこちら
(市ホームページ)



(2) 郵送で申請

申請に必要なものを、教育委員会学務課へ郵送してください。

また、子どもの家利用料の減免手続きが必要な場合や、受理状況を確認したい場合は、受理証をお送りしますので、切手（110円）を貼った返信用封筒も同封してください。

4 申請に必要なもの

(1) 就学援助費交付申請書

スマートフォン・パソコンから申請する場合は不要です。

郵送で申請する場合は、申請書が必要です。市役所窓口（学務課）・各学校・市ホームページからダウンロードにて入手できます。

(2) 家賃等の金額がわかるもの

★借家（借地）や賃貸住宅、社宅等に住んでいて、家賃等の支払いがある場合のみ
以下のいずれか

- ・賃貸契約書の写し（契約者、家の所在地、契約期間、家賃額がわかる箇所）
- ・通帳の写し（口座名義人がわかるページ、家賃等の支出がわかるページ3か月分）
- ・領収書の写し（3か月分）

(3) 令和7年中（令和7年1月～12月）の所得がわかるもの

★令和8年1月1日時点で鎌倉市に住民登録がない方や、所得申告をしていない方のみ
以下のいずれか

- ・令和7年分の源泉徴収票の写し（又は、令和7年分の所得税確定申告書の写し）
- ・令和8年度市県民税申告書の控え（令和8年1月1日の住民登録市町村で受付されたもの）

5 申請期間

令和8年（2026年）2月16日（月）から 令和9年（2027年）2月28日（日）まで

※**年度当初（4月分）から満額の支給を受けるためには、5月末日までに申請が必要です。**

6月以降に申請した場合は、月割の額での支給や、支給対象外となる費用があります。

※郵送の場合は、各月末の最終開庁日必着。電子申請の場合は、月末日まで申請可能。

6 結果通知及び支給日程

・認定結果：申請の翌月末日までに全員に通知

・支給：申請の翌々月中旬までに対象者の口座に振り込み

※給食費は月毎、通学費・修学旅行費・校外活動費は状況確認後、めがね購入費は随時支給します。

《問い合わせ・申請書送付先》

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市教育委員会 学務課学務担当

電話：0467-61-3796(直通)

メール：gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp